

狛江市環境広報紙

こまeco通信

＼創刊号／

VOL. 1

平成28年5月発行

狛江市環境マスコット
えこさん

ご意見・ご要望は…

発行元 狛江市環境部環境政策課まで

〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5

☎03-3430-1111(代表)

mail:kankyokkr01@city.komae.lg.jp

資源物の持ち去り行為は禁止です

～対象はビン・缶・古紙・古布・ペットボトル・使用済み小型家電～

市民の皆さんのが安心して資源物を出せるようにするために、「狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例」を一部改正し、市が回収するために各戸の敷地や集積所に出された資源物の持ち去り行為を禁止し、禁止命令違反に対し、氏名等の公表や20万円以下の罰金を科することとしました。

条例改正の概要

- 1 平成28年4月1日から、市が回収するために各戸の敷地やマンションなどの集積所に出された資源物の持ち去り行為を禁止しました。
- 2 持ち去り行為を行なわないように命令することができます。
- 3 禁止命令に従わない場合は、氏名等の公表や告発をします。
- 4 20万円以下の罰金が科される場合があります。(平成28年7月1日から適用)

市民の皆さんへ

① 持ち去り行為者に対して

危険ですので資源物の持ち去り行為者に対して、直接注意したり、車両等を制止する行為はおやめください。

② 持ち去り情報の提供

持ち去り行為を発見した場合には、日時、場所、資源物の種類、車両番号や持ち去った者の特徴を清掃課までお知らせください。

③ 資源物の排出時間

持ち去り行為を防ぐため、前日から出すのは控えていただき、回収当日の朝8時までに出してくださいようお願いします。

④ 資源物に市の回収であることを表示してください

市の作成した「資源物持ち去り禁止ビラ」を上にして束ねていただくか、排出場所(容器)に掲示していただくことをお願いします。

問い合わせ先

環境部清掃課 ☎03-3488-5300

今号の内容

こまeco通信 vol.1

- 第一面 資源物の持ち去り禁止
- 第二面 4Rとは?・ごみ組成分析の結果
- 第三面 集団回収・リサイクル作品展示会
- 第四、五面 狛江市下水道のしくみ
- 第六面 こまエコまつり
- 第七面 川のイベント情報
- 第八面 助成制度の紹介、イベントカレンダー

創刊にあたって



狛江市長 高橋都彦

これまで、清掃課単独で発行してきましたごみ半減新聞をリニューアルし、環境政策課と下水道課所管事項も加え「こまeco通信」として発行していくことにしました。この創刊号には資源物の持ち去り禁止や、下水道のしくみ、そして環境イベント情報を掲載しています。これからも環境に関する情報をたくさん発信していくので、読まれました全ての方に環境について知り、そして、考えていただけたらと思います。